



三重県公報

令和2年2月21日 (金)

第 82 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
3	建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	2
告 示			
84	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	15
85	建築士法第4条第4項第3号に該当する者の基準	(建 築 開 発 課)	15
86	建築士法第15条第2号に該当する者の基準	(同)	16
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	18
	土地改良区の定款変更の認可	(農 地 調 整 課)	19
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	20

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年二月二十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年三重県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（免許の申請）</p> <p>第一条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）<u>第四条第四項の規定により、同条第三項の二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、二級建築士・木造建築士免許申請書（第一号様式）（以下「免許申請書」という。）に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第十五条第一項の規定により同項第一号及び第二号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第二項の規定により当該書類を法第十五条の六第一項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した場合で、当該書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第三号及び第四号に掲げる書類を添えることを要しない。</u></p> <p>一 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</p> <p>二 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類</p> <p>三 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>イ 法第四条第四項第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書</p> <p>ロ 知事が別に定める法第四条第四項第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類</p> <p>ハ 法第四条第四項第三号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、法第四条第四項第一号、第二号又は第四号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類</p> <p>四 実務経歴書（免許）（第二号様式）及び実務経歴証明書（免許）（第三号様式）</p>	<p>（免許の申請）</p> <p>第一条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）<u>第四条第二項又は第三項の規定により、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、二級建築士・木造建築士免許申請書（第一号様式）に本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。</u></p>

<p>2 法第四条第五項の規定により、同条第三項の二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、前項第一号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合において、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添えて知事に提出しなければならない。</p>	
<p>3 前二項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p>	<p>2 前項の免許申請書には、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>3 第一項の場合において、法第四条第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第一項の二級建築士・木造建築士免許申請書（以下「免許申請書」という。）に、外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</p>
<p>（免許） 第二条 知事は、前条の規定による申請があつた場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めるときは、それぞれ法第五条第一項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録し、申請者に二級建築士免許証（第四号様式）又は木造建築士免許証（第五号様式）を交付する。</p>	<p>（免許） 第二条 知事は、前条の規定による申請があつた場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めるときは、それぞれ法第五条第一項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録し、申請者に二級建築士免許証（第一号様式）又は木造建築士免許証（第三号様式）を交付する。</p>
<p>2 （略） （住所等の届出） 第八条 法第五条の二の規定による二級建築士又は木造建築士の住所等の届出は、二級建築士・木造建築士住所等（変更）届出（第六号様式）によるなければならない。 （指定登録機関への書類の交付）</p>	<p>2 （略） （住所等の届出） 第八条 法第五条の二の規定による二級建築士又は木造建築士の住所等の届出は、二級建築士・木造建築士住所等（変更）届出（第四号様式）によるなければならない。 （指定登録機関への書類の交付）</p>
<p>第十一条の六 （略） 2 （略） 3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。 一・二 （略） （指定登録機関への書類の交付）</p>	<p>第十一条の六 （略） 2 （略） 3 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。 一・二 （略） （指定登録機関への書類の交付）</p>
<p>第十一条の九 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の送付を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を</p>	<p>第十一条の九 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の送付を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を</p>

記載した書類を交付するものとする。

一・二 (略)

三 第二十四条第一項の規定による報告書の提出
第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類、同条第二項の受験申込書並びに第二十四条第二項の合格者一覧表に記載された事項

2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第十一条の十二 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号。以下第十二条第三項において「規則」という。)第一条の四並びに第一条第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項及び第七条の規定の適用については、これらの規定(第一条第一項及び第二項を除く。)中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第一条第一項及び第二項中「添えて知事に」とあるのは、「添えて指定登録機関に」と、第二条第一項中「二級建築士免許証(第四号様式)」とあるのは「二級建築士免許証明書」と、「木造建築士免許証(第五号様式)」とあるのは「木造建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は前条第四項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第十一条の九の規定により前条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

(学科の試験の免除)

記載した書類を交付するものとする。

一・二 (略)

三 第二十四条第一項の規定による報告書の提出
同条第二項の合格者一覧表に記載された事項

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第十一条の十二 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号。以下第十二条第三項において「規則」という。)第一条の三並びに第一条第一項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項及び第七条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第二条第一項中「二級建築士免許証明書」とあるのは「二級建築士免許証明書」と、「木造建築士免許証(第三号様式)」とあるのは「木造建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は前条第四項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第十一条の九の規定により前条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

(学科の試験の免除)

第十三条 二級建築士試験又は木造建築士試験（以下この条において「建築士試験」という。）において、学科の試験（知事以外の都道府県知事が行った学科の試験を含む。以下この条において同じ。）に合格した者については、それぞれの学科の試験に合格した建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の四回の建築士試験のうち二回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、三回）の建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

（受験申込書）

第十五条 二級建築士試験又は木造建築士試験（指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類（法第十五条第一号に該当する者及び同条第二号に該当する者のうち実務経験を要さず同条第一号に該当する者に準ずるものとして知事が認める者にあつては、第一号及び第三号に掲げる書類。法第十五条第三号に該当する者にあつては、第二号及び第三号に掲げる書類）を添えて知事に提出しなければならない。

一 次に掲げるいずれかの書類

イ 法第十五条第一号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書及び国土交通大臣が指定する建築に関する科目を修めたことを証する証明書（これらの証明書を得られない正当な理由がある場合においては、これらに代わる適当な書類）

ロ 知事が別に定める法第十五条第二号に該当する者の基準に適合するものにあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ハ 法第十五条第二号に該当する者のうち、ロに掲げる者以外の者にあつては、同条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

二 実務経歴書（受験）（第七号様式）及び実務経歴証明書（受験）（第八号様式）

三 （略）

2

（略）

第十三条 二級建築士試験又は木造建築士試験において、学科の試験（知事以外の都道府県知事が行った学科の試験を含む。以下この条において同じ。）に合格した者については、その申請により、それぞれの学科の試験に合格した試験に引き続いて行われる次の一回の試験に限り、学科の試験を免除する。

2 前項に規定する申請は、第十五条に規定する受験申込書に、学科の試験に合格したことを証する書面を添付して行うものとする。

（受験申込書）

第十五条 二級建築士試験又は木造建築士試験（法第十五条の六第一項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類（法第十五条第一号（正規の建築に関する課程を修めて卒業した者に係る部分に限る。）に該当する者及び同条第三号に該当する者のうち同条第一号（正規の建築に関する課程を修めて卒業した者に係る部分に限る。）に該当する者に準ずるものとして知事が認める者にあつては、第一号及び第三号に掲げる書類）を添え、これを知事に提出しなければならない。

一 次に掲げる書類

イ 法第十五条第一号又は第二号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書及び国土交通大臣が指定する建築に関する科目を修めたことを証する証明書（これらの証明書を得られない正当な理由がある場合においては、これらに代わる適当な書類）

ロ 知事が別に定める法第十五条第三号に該当する者の基準に適合するものにあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ハ イ又はロに掲げる者以外の者にあつては、法第十五条第三号の規定により同条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

二 実務の経験を記載した書類及び当該建築実務の経験を証する書類

三 （略）

2

（略）

<p>(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)</p> <p>第二十四条 指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施した場合においては、遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 受験申込者数</p> <p>四く六 (略)</p> <p>2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる書類並びに同条第二項の受験申込書を添えなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)</p> <p>第二十四条 指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施した場合においては、遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 受験申請者数</p> <p>四く六 (略)</p> <p>2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 1 条関係)

二級 建築士免許申請書
木造

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印をつけてください。

私は、 <input type="checkbox"/> 二級建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え申請します。 私は、下記事項が事実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日 氏名 _____ (署名) 三重県知事 宛て 指定登録機関				
ふりがな氏名	生年月日	年 月 日生	写 真	
現住所	性 別		1 申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦 4.5 cm、横 3.5 cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、のりで貼り付けてください。	
試 験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期		年	
	合格通知日付	年 月 日		2 貼り付けた写真は免許証に転写されます。
	合格通知番号	第 号		
登録申請区分	1 学歴 <input type="checkbox"/> 2 学歴+実務 <input type="checkbox"/> 3 建築士法第四条第四項第三号 <input type="checkbox"/> 4 実務 <input type="checkbox"/> 5 建築士法第四条第五項 <input type="checkbox"/>			
1 の申請学歴 記入 場 合 に よ り	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
入るに 場 合 に よ り 学 歴 + 実 務 の 申 請 す る 場 合 に よ り	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月	建築実務経験期間の合計
			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
3 の み 記 入 す る 場 合 に よ り	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了) 年月	建築実務経験期間の合計
			年 月入学 年 月卒業(修了)	年 月
			年 月入学 年 月卒業(修了)	
	建築設備士試験合格証書日付		建築設備士試験合格証書番号	
	年 月	第 号		
4 す る 実 務 に よ り 申 請 す る 場 合 に よ り	建築実務経験期間の合計			
	年 月			
5 の み 記 入 す る 場 合 に よ り	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑 ----- あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日								
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑 ----- あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日								
	3 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> あるときはその年月日 年 月 日								
	4 建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで								
	5 精神の機能の障がいにより二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい<input type="checkbox"/> いいえ<input type="checkbox"/>								
※ 審 査 欄	手 数 料 確 認	写 真 照 合	住 民 票 照 合	合 格 者 照 合	欠 格 審 査	名 簿 登 録	免 許 証 発 行		
※登録 番号					※登 録 年月日				※都道府県 受付番号

第四号様式を第六号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第 7 号様式 (第 15 条関係)

実務経歴書 (受験)

[記入注意] この実務経歴書は勤務先 (自営業を含みます。) 毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印をつけてください。

私は、 <input type="checkbox"/> 二級建築士試験を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。 年 月 日 氏名 _____ (自 署) 三重県知事 宛て					
勤務先等					
勤務先 (部課名まで)	所在地 (番地まで)	在職期間の合計			
		年月～年月	年月数		
		年 月～ 年 月	年 月		
在職期間		地位職名	建築実務の内容 (建築士法施行規則第 1 条の 2)		
年月～年月	年月数				
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計		
			年 月		
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	年月数	
			年 月～ 年 月	年 月	
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)			用途・構造・規模・担当業務 等)	
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	年月数	
			年 月～ 年 月	年 月	
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)			用途・構造・規模・担当業務 等)	
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月～年月	年月数	
			年 月～ 年 月	年 月	
	実務経験の対象となる業務の内容 (できるだけ具体的に)			用途・構造・規模・担当業務 等)	
			※登録機関記載欄		

第 8 号様式（第 15 条関係）

実務経歴証明書（受験）

年 月 日

三重県知事宛て

証明者 印
住所・所在地
電話番号
受験申込者との関係

下記の者が申込みした 二級 木造 建築士試験受験申込書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1. 受験申込者氏名

2. 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備考

- 1 「学科の試験」の免除を受ける場合は、実務経歴書の記入を省略することができます。
- 2 のある欄は該当するの中にレ印をつけること。
- 3 この実務経歴証明書は、実務経歴書毎に作成すること。
- 4 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 5 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

第三号様式を第五号様式とし、第二号様式を第四号様式とし、同様式の前に次の二様式を加える。

第 2 号様式（第 1 条関係）

実務経歴書（免許）

[記入注意] この実務経歴書は勤務先（自営業を含みます。）毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印をつけてください。

私は、 <input type="checkbox"/> 二級建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。 年 月 日 氏名 _____ (自 署) 三重県知事 宛て 指定登録機関				
勤務先等				
勤務先（部課名まで）	所在地（番地まで）		在職期間の合計	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
在職期間		地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第 1 条の 2）	
年月～年月	年月数			
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）			
			※登録機関記載欄	

第 3 号様式 (第 1 条関係)

実務経歴証明書 (免許)

年 月 日

三重県知事
指定登録機関
宛て
(名称)

証明者
住所・所在地
電話番号
免許申請者との関係
印

下記の者が申請した 二級 木造 建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1. 免許申請者氏名

2. 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備考

- 1 のある欄は該当するの中にレ印をつけること。
- 2 この実務経歴証明書は、実務経歴書毎に作成すること。
- 3 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。
- 4 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験（次項において「建築士試験」という。）に合格した者に対するこの規則による改正前の第一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に行われた直近二回の建築士試験のうちいずれかの建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの規則による改正後の第十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第 84 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 2 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470303492	デイサービスセンター ペルーガ	鈴鹿市三宅町 1700 番地	一般社団法人ペルーガ	令和元年 12 月 31 日	通所介護

三重県告示第 85 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 4 条第 4 項第 3 号に該当する者の基準を次のとおり定めます。

令和 2 年 2 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

建築士法第 4 条第 4 項第 3 号に該当する者の基準

- 1 次の表の（い）欄に掲げる学校において、同表（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による専門職大学の前期課程にあっては修了）した後、それぞれの区分に応じ、同表（は）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）
学校教育法による大学又は高等専門学校	建築士法第四条第四項第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第 749 号。以下「告示第 749 号」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第 749 号の第一第一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	1 年
	建築士法第四条第四項第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第 750 号。以下「告示第 750 号」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目	2 年
防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	告示第 749 号の第一第一号又は第二号に規定する科目	0 年
	告示第 749 号の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第 749 号の第一第一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	1 年
	告示第 750 号の第一第一号又は第二号に規定する科目	2 年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	告示第 750 号の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第 750 号の第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	3 年

(注) (ろ) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）又は専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）又は専門職短期大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 34 号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成 30 年文部省告示第 68 号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の (い) 欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表 (ろ) 欄に掲げる年数以上で、同表 (は) 欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表 (に) 欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校	2 年	告示第 749 号の第一第一号又は第二号に規定する科目	0 年
		告示第 749 号の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第 749 号の第一第一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	1 年
	1 年	告示第 750 号の第一第一号又は第二号に規定する科目	2 年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2 年	告示第 750 号の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第 750 号の第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	3 年
	1 年	告示第 750 号の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第 750 号の第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十単位」とする。）	4 年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の (い) 欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表 (ろ) 欄に掲げる年数以上で、同表 (は) 欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表 (に) 欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3 年	告示第 749 号の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第 749 号の第一第一号及び第二号中「四十単位」とあるのは、「三十単位」と読み替えるものとする。）	1 年
	1 年	告示第 750 号の第一第一号又は第二号に規定する科目	2 年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3 年	告示第 750 号の第一第一号又は第二号に規定する科目	2 年
	2 年	告示第 750 号の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第 750 号の第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」と読み替えるものとする。）	3 年
	1 年	告示第 750 号の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第 750 号の第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは、「十単位」と読み替えるものとする。）	4 年

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士
 5 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第 4 条第 4 項第 1 号又は第 2 号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

この告示は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 15 条第 2 号に該当する者の基準を次のとおり定めます。

令和 2 年 2 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

建築士法第 15 条第 2 号に該当する者の基準

- 1 次の表（い）欄に掲げる学校において、同表（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による専門職大学の前期課程にあつては修了）した後、それぞれの区分に応じ、同表（は）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）
防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第 753 号。以下「告示第 753 号」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目	0 年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	告示第 753 号の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第 753 号の第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。）	1 年

（注）（ろ）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表（い）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）	（に）
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校	1 年	告示第 753 号の第一第一号又は第二号に規定する科目	0 年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2 年	告示第 753 号の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第 753 号の第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。）	1 年
	1 年	告示第 753 号の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第 753 号の第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。）	2 年

（注）（は）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表（い）欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）	（に）
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1 年	告示第 753 号の第一第一号又は第二号に規定する科目	0 年

学校教育法による中学校 又は義務教育学校	3年	告示第753号の第一第一号又は第二号に規定する科目	0年
	2年	告示第753号の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第753号の第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	告示第753号の第一第一号又は第二号に規定する科目（告示第753号の第一第一号及び第二号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。）	2年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
 - 5 前各項に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
- 附 則
- 1 この告示は、令和2年3月1日から施行する。
 - 2 建築士法第15条第3号に該当する者の基準（平成29年三重県告示第88号）は、廃止する。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和2年2月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
松葉 弘樹	いなべ市	いなべ市北勢町千司久連新田字中ノ丁201ほか8筆
伊藤 明洋	四日市市	四日市市北野町707
齋藤 悟	四日市市	四日市市西村町中田4840ほか3筆
日沖 幸司	四日市市	四日市市朝明町土井木457-1ほか8筆
本郷 圭三	四日市市	四日市市水沢町鞠ヶ原4258-16
株式会社 水沢かぶせ会	四日市市	四日市市水沢町西野5806ほか8筆
赤尾 和博	四日市市	四日市市河原町芦水1857-1
株式会社 うつべ農園	四日市市	四日市市南小松町長田146-1ほか8筆
田中 靖士	四日市市	四日市市南小松町一色条416-1ほか1筆
鈴木 道明	鈴鹿市	鈴鹿市稲生町占木3851ほか1筆
株式会社 稲生営農サービス	鈴鹿市	鈴鹿市稲生町中尾9436-16ほか3筆
株式会社 瑞穂の国川出農園	鈴鹿市	鈴鹿市土師町河原田692ほか1筆
株式会社 神尾農園	鈴鹿市	鈴鹿市矢橋町平田472ほか7筆
株式会社 ライスセンターいとう	鈴鹿市	鈴鹿市若松北三丁目567ほか1筆
有限会社 ドリームファームズズカ	鈴鹿市	鈴鹿市柳町千原1533ほか1筆
岡田 増和	津市	津市殿町八ノ坪1518ほか3筆
永合 基記	津市	津市殿村大垣内1485
有限会社 イケダグリーン	津市	津市白山町中ノ村宮石502ほか3筆
堀山 香	津市	津市白山町中ノ村川原田546ほか6筆
株式会社 三重コンバイン	津市	津市栗真小川町大門1620ほか2筆
橋本 雅司	津市	津市河芸町中瀬茶木原87ほか3筆
田中 昇	津市	津市木造町狭間2130-1

多氣 丈史	津市	津市木造町大坪 435 ほか 16 筆
株式会社 陽光園	松阪市	津市木造町柳畑 1920-1 ほか 3 筆
農業生産法人 有限会社 中村農産	松阪市	松阪市西野々町字八反田 415 ほか 11 筆
永作 卓己	松阪市	松阪市下村町 2431 ほか 3 筆
飯田 久志	松阪市	松阪市嬉野釜生田町字弥五郎垣内 1408 ほか 1 筆
中村 壽秀	松阪市	松阪市中道町字東草長 65 ほか 8 筆
松田 忠正	松阪市	松阪市上ノ庄町字中ノ坪 2468-1
株式会社 北川らいす	松阪市	松阪市嬉野見永町字トモ 773-1 ほか 21 筆
株式会社 山本ライスセンター	松阪市	松阪市小阿坂町字野中 4381
三宅 公朗	松阪市	松阪市高町字向新田 987-1 ほか 10 筆
千原 功	多気郡大台町	多気郡大台町長ケ里中 1518-2 ほか 4 筆
山本 善義	多気郡大台町	多気郡大台町長ケ池下 1234 ほか 10 筆
西岡 健次郎	多気郡大台町	多気郡大台町長ケ川向 1448 ほか 7 筆
浮田 金夫	多気郡大台町	多気郡大台町長ケ池下 1256 ほか 4 筆
浮田 斎	多気郡大台町	多気郡大台町長ケ里東 1353 ほか 3 筆
辻原 月夫	多気郡大台町	多気郡大台町長ケ里中 844-1 ほか 9 筆
中西 清人	多気郡大台町	多気郡大台町長ケ里中 842-1 ほか 7 筆
北村 裕	度会郡玉城町	度会郡玉城町日向西ノ間 9 ほか 14 筆
江尻 潜	度会郡大紀町	度会郡大紀町大内山芦谷沖 6994 番ほか 2 筆
有限会社 芭蕉農林	伊賀市	伊賀市山畑砂原 5408 ほか 14 筆
山下 弘文	伊賀市	伊賀市山畑湯屋 5317 ほか 96 筆
山下 行信	伊賀市	伊賀市山畑坂東 5504 ほか 38 筆
藤森 美恵子	伊賀市	伊賀市山畑西ヶ崎 5108
藤森 和也	伊賀市	伊賀市山畑金剛谷 2285 ほか 1 筆
北村 長司	伊賀市	伊賀市山畑野田 2499-1
亀井 良一	伊賀市	伊賀市山畑砂原 5452
亀井 清次	伊賀市	伊賀市山畑砂原 5423
谷口 久司	伊賀市	伊賀市山畑春日 5556 ほか 2 筆
稲森 繁生	伊賀市	伊賀市山畑切畑 5146-1 ほか 3 筆
農事組合法人 生玉ファーム	伊賀市	伊賀市西湯舟口西ヶ谷 924
松池 昌安	伊賀市	伊賀市市部神之木 3005 ほか 3 筆
高嶋 賢男	伊賀市	伊賀市西明寺三反田 3270 ほか 19 筆
農事組合法人 三重伊賀里山整備活用組合	名張市	名張市赤目町星川 1061 ほか 30 筆
高岡 洋	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町志原コマヅメ 2536 ほか 2 筆
福田 大輔	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町下市木三軒屋 4303 ほか 10 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 2 年 2 月 21 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により山神土地改良区（度会郡玉城町山上 710）の定款の変更を認可しました。

令和 2 年 2 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年2月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類
四日市都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
